THE SUGGESTION
THE SUGGESTION
提　言

中小企業組合総合研究所機関紙
5月1日
第172号（2020年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577　FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

関生支部への支援の輪 広がる

「関西生コン支部支援」映画と講演の集い

「『関西生コン支部支援』映画と講演の集い」（労働者学習センター・第19期労働学校主催）が3月21日、DC会館（千葉市中央区）大会議室で開催され、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）委員長である武建一の半生を描いたヒューマンドキュメンタリー映画『棘』が上映された。



関生運動の歴史を学ぶ

会の冒頭、国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）の半沢敬一氏は「今から関生支部・武委員長の半生をつづった映画『棘』を上映しますが、凄まじい関生弾圧を日本のマスコミは、ほとんど触れていない。それならば労働者、労働組合が映画上映を通じて広げていこう」と述べた。

映画を見て真実がわかった

ドキュメンタリー映画『棘 ひとの痛みは己の痛み。武建一』上映後、杉浦弘子監督は、「武委員長の講演を聞いた3日後に武委員長が逮捕された。講演を聞いて感動した。ネットで、武委員長が誹謗中傷の攻撃に遭っていることの理不尽さに怒りを覚え、何かできることはないかと考え、真実を映像で伝えることを『評伝 棘男』の著者・平林猛さんたちと共に映像を撮り始めた。各地の上映会では、映画を見た方が『この映画を見て真実がわかった』と言ってくれた。今後も全国に上映会を広めていく。映画を見た方からよく『この映画には闘うシーンがない！』と言われる。この映画は、反骨の人・武建一さんの人間を描いたもので、ファジーでファンタジー。闘う場面はほとんど出てこない。関西生コンの方や『棘男』の深い解説があって、双方があればより理解が深まると思う」と話した。



杉浦弘子・映画監督


平林 猛・映画「棘」プロデューサー

また武建一の半生を描いたドキュメンタリー『評伝 棘男―労働界のレジェンド 武建一』の著者で映画『棘』のプロデューサー、平林猛氏は「病気で入院中にこの『棘男』を書き上げた、きっと武委員長が私に書かせたのだ！この弾圧は決して許されるものではない」と力強いメッセージを送った。

労働基本権を守る闘い

関生支部代表者からは、この間の支援へのお礼が述べられ、その中で関生支部の歴史として産業別運動の成果や、運動が前進すると弾圧されること、今回の資本と権力が一体となった弾圧の異常さ、違法性など、産別運動つぶし・労働組合つぶしの実態が話された。

また、昨年末から3月にかけての、3件の労働委員会勝利命令や、1件の仮処分勝利命令などの成果を報告。反転攻勢に挑むとの発言があった。

さらに、「労働基本権を守るための闘い」として、警察・検察による組合脱退強要の不当労働行為、事件を細分化して再逮捕を繰り返す恣意的勾留、組合事務所の立ち入り禁止や組合員との接触禁止など労組活動をさせない保釈条件、国賠訴訟の証人尋問前に逮捕・勾留する裁判の妨害など「労働組合活動の自由を奪う」ことに対する国家賠償請求訴訟を提訴したとの報告も行なわれた。

最後に「長期勾留されている仲間を早期奪還し、弾圧を粉砕して勝利するまで闘う。引き続きの支援をお願いしたい」と述べ講演を終えた。



闘う労働組合は理論・分析が必要


金 元重・千葉商科大学教授

金元重・千葉商科大学教授（関生を支援する東京の会共同代表）は「関生弾圧の反対運動と映画上映を一緒にするのはベストマッチだ。関生関係の書籍をいくつか読んだが、武委員長は実によく勉強している。闘う労働組合は、理論と分析が必要だということを実践している。今回の関生弾圧はいままでの規模とは違うことから、労働者・労働組合が中心に支援することが重要だ」と学習したことを現場で実践することの重要性を話した。

労組なき社会をつくることを許さない

参加した仲間からの質疑やアピールを受けたあと、司会の半沢氏から「関生弾圧を粉砕し、労組なき社会をつくることを許さず、安倍政権を打倒するために共に勝利するまで闘おう」との力強い決意表明で閉会となった。

映画『棘』今後の上映スケジュール

5月3日（日）広島市東区民センター
14：30上映開始
5月8日（金）浦和コミュニティセンター
18：30上映開始
5月9日（土）神戸市勤労会館
15：00上映開始
その他、長野、つくば、北九州でも上映予定。
※会場が変更となる可能性もあります。

今月のトピックス

1. ……関生支部への支援の輪広がる
2. ……地域アソシエーションの芽
3. ……税を知る「確定申告」
4. ……振替休日と代休の違い
5. ……コロナ感染拡大の責任は？
6. ……企業訪問「㈱うずみ火」

季折々 四 パンデミック

新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない。ペスト、天然痘、結核、コレラなど、人類は大昔からさまざまな感染症と戦ってきた。原因も分からず、治療も十分ではなかった時代には、感染症は歴史を変えるほどの影響を及ぼしてきた。

過去50年に限っても、300以上の新たな病原体が出現している。それに加えて、気候変動や人の移動の増加、動物との交流といった要因が感染症の蔓延に拍車を掛けている。

いつの時代も、新たに登場する感染症の最大の特徴は、不確実であることだ。どれだけ広がるかは専門家にも分からない。感染力や致死率は、地域の人口構成や感染症への対応策、感染者が受ける医療の質などによって変わる。

感染症は避けられない。しかし、それがパンデミック（世界的大流行）となり、国境を越えて制御不能なレベルにまで広がるかどうかは、対応の仕方に左右される。大事なのは人類にとって最大の脅威であるパンデミックを防ぐという強固な意思を人類全体が共有することだ。だからこそ国の責任者は何が必要かを考え、早急に行動に移すことが重要である。この危機を政治的に利用するなどもってのほかである。

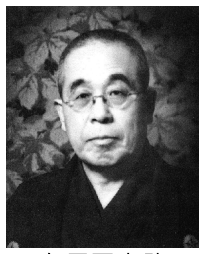
（中坂浩國）

地域アソシエーションの芽(12)

大阪労働学校・アソシエ顧問
国際経済労働研究所所長
本山美彦

政界を牛耳った大阪新興財閥（大正～昭和）の足あと（3）

日立財閥の創始者、久原房之助


久原房之助

村山龍平と並んで、当時の世間の注目を集めたのが、一九〇四（明治三七）年に、住吉川両岸の三万坪におよぶ広大な敷地（甲子園球場の二・五倍の広さ）に超高級豪邸を竣工させた久原房之助（くはら・ふさのすけ、一八六九～一九六五年）である。

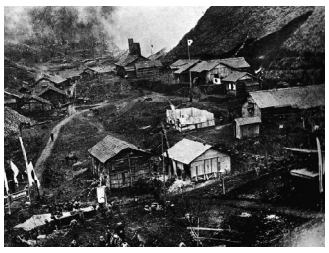
日立コンツェルンを築き上げた久原房之助は、同じ萩を同郷とし、後に明治時代の大阪財界の重鎮・藤田財閥となった藤田組の創立者となる叔父（父の実弟）の藤田伝三郎を頼った。一八九一（明治二四）年の時である。


藤田伝三郎

入社後、閉山寸前の小坂鉱山の経営を託され、それまでは棄てられていた黒鉱の新しい精錬法（自溶精錬法と羽口炭）を導入して同鉱山を建て直し、さらに巨額の利益が上がるように発展させた。


小坂鉱山事務所（秋田県鹿角郡小坂町）。重要文化財に指定されている。

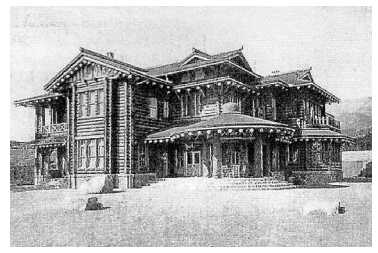
しかし、驚くほどの巨利を同鉱山が挙げるようになったことで幹部から妬まれ、鉱山の私物化を行なっているとの批判を受け、久原は、一九〇五（明治三八）年末に藤田組を退社した。退職金は五百万円であった。ただし、一括払いではなく、一〇年分割の支払い約束であった。当時、大学卒の初任給が三〇円前後であったことからすれば、この五百万円という金額は、現在の数百億円を優に超える価値を持っていた。


1905年頃の赤沢銅山

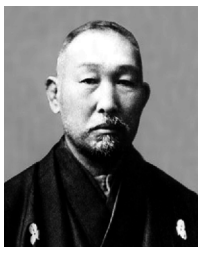
久原は、退社の翌日（一二月一一日）に、茨城県にあった赤沢銅山を約四二万円で買うという契約をした。しかし、五百万円の債権を藤田組に対して持っていても、それは一〇年の分割払いであったために、久原には買収するのに必要な手持ち資金がなかった。それでも、当時、日露戦争のために外債発行に奔走し、後に元老となった親戚の井上馨（一八三六～一九一五年）の斡旋で、当時、三井銀行の営業部長であった池田成彬（しげあき、一八六七～一九五〇年）らから緊急融資を受けて、同銅山の買収に成功した。銅山は、同月二六日に「日立鉱山」と改称した。


住吉川に架かる親柱には、今も「久原橋」のプレートが残る

契約後、わずか二週間で巨額の融資を、しかも、日本でトップクラスの銀行から受けたのである。弱冠三六歳の若造が巨額の買収をしただけでなく、上記のように、住吉村に超高級の御殿を建てたのである。


久原房之助邸（現存せず）

第二五代住友吉左衛門と西園寺公望


鈴木馬左也

一九〇四（明治三七）年、住友家の第三代総理事であった鈴木馬左也（まさや、一八六一～一九二二年）が、村山と同じ郡家に宅地を確保した。この郡家（兼安、現兼安公園）には、翌一九〇五（明治三八）年、岩井商店の岩井勝次郎も宅地を取得した。いずれも千坪を超える広大な土地であった。

それから少し後の一九〇八（明治四一）年、住友銀行初代支配人の田辺貞吉（ていきち、一八四七～一九二六年）が、住吉村の反高林（たんたかばやし）に転入してきた。広大な敷地であったのに、さらに借地を増やし、初期の二、〇〇〇坪から五、〇〇〇坪にした。

田辺は後の「日本住宅株式会社」になる当時の住宅開発業者（阿部元太郎）と組んで、観音林・反高林一帯の土地一万坪余を、坪単価わずか七厘、借地権二〇年の契約を住吉村村会と結び、上下水道を完備した高級住宅地開発に乗り出した。


住友吉左衛門

住友家に仕えていた野口孫市（まごいち、一八六九～一九二五年）が設計した田辺貞吉の邸宅に倣って、以後、陸続と住友の関係者たちが、住吉・御影に邸宅を構えることになった。

幕末期、公家の鷹司輔熙（たかつかさ・すけひろ、一八〇七～七八年）の実子で、徳大寺家に養嗣子（家督相続人となるべき養子）になった徳大寺公純（とくだいじ・きんいと、一八二一～一八八三年）という公武合体派で右大臣を務めた人がいた。この公純の実子が公望と友純である。兄の公望は西園寺家に、弟の友純は住友家の養嗣子となった。友純は、一八九二（明治二五）年に住友家に入り、翌九三年に住友家当主になった。両者は、京都帝大の設立に大きく関与していた。このことについては、次号で。

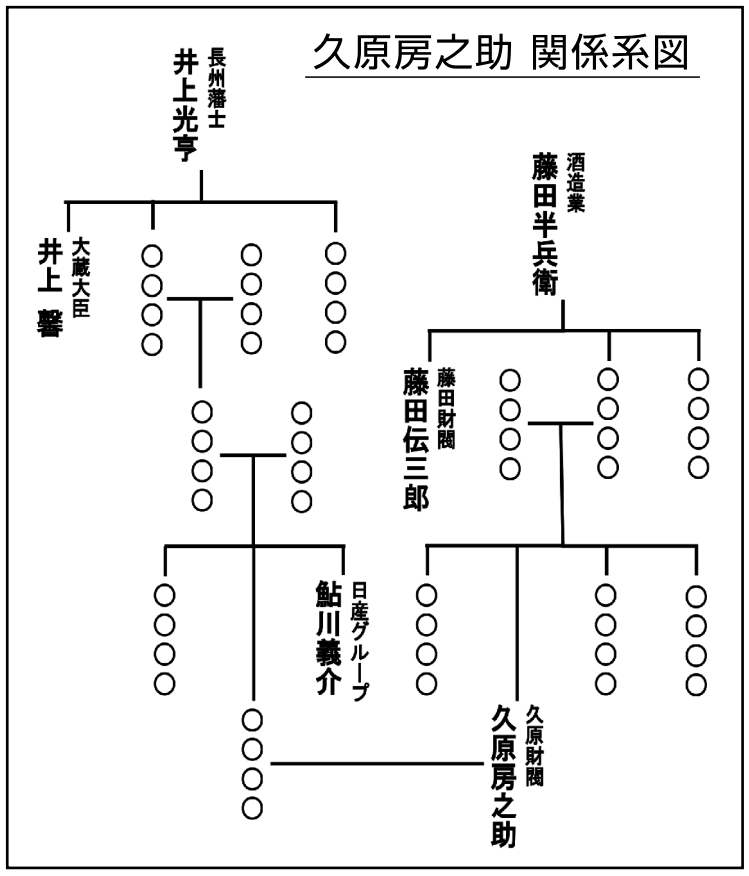
住友本家の第一五代当主の住友吉左衛門（一八六五～一九二六年）が最晩年の一九二五（大正一四）年にこの地に転入してきた。

春翠（しゅんすい）というのが、彼の雅号であった。春翠の本名は、友純（ともいと）で、西園寺公望（さいおんじ・きんもち、一八四九～一九四〇年）の実弟である。



住吉・御影にあった大邸宅群と住人の富豪たち

久原房之助 関係系図



吉野建設 株式会社
代表取締役 中坂浩國
〒651-0077 神戸市中央区日暮通五丁目四―四
電話（〇七八）二三一―二八〇一
FAX（〇七八）二三一―二三〇九

社会資本政策研究会
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路三―六―三一
協同会館アソシエ1階
電話（〇六）四八六二―四〇二二
FAX（〇六）四八六二―四〇二三

渡辺千賀子
アソシエ後援会
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路三―六―三一
電話（〇六）四八六二―四〇二二
FAX（〇六）四八六二―四〇二三

【税を知る】シリーズ 確定申告の季節に



確定申告とは、1月1日から12月31日までの一年間の所得を合算し、それに対する税額を計算した後、翌年の2月から3月のあいだ（日付はその年によって変わる）に申告し、納税することをいう。あらかじめ所得税を源泉徴収（天引き）されるサラリーマンはとは違い、自営業者やフリーランスなどの個人事業主は確定申告をすることによって所得を確定させ、納税を行なう。サラリーマンでも、副業などの収入がある人は確定申告が必要である。また医療費が年間10万円を超えた人は確定申告を行なうことで医療費控除が受けられ税金が安くなる。

令和元年度の確定申告の提出期限は、当初3月16日までとしていたが、新型コロナウイルスの拡大防止の観点から4月16日まで延長された。

さらに国税庁は3月6日、新型コロナウイルスの影響などで期限内に申告ができなかった場合も、期限を区切らずに柔軟に納税申告書を受け付けると発表した。外出自粛などで期限内に申告できない場合、可能になった時点で税務署に申し出れば期限延長の取り扱いとなる。



個人事業主で確定申告しなくていい場合も

個人事業主の場合、ほとんどの人が確定申告をすることになるが、個人事業主として仕事を始めたばかりで所得があまりない場合も確定申告の必要はあるのだろうか。

実は、所得が38万円以下の個人事業主は確定申告をしなくてもよいとされている。ここでいう課税対象となる「所得」とは、収入から事業で使った経費を引いたものである。例えば一年間に100万円の売上があった場合、必要経費が70万円あれば、100万円―70万円＝30万円が所得となり、確定申告の必要はない。

所得が38万円以下の個人事業主が確定申告をしなくていいのは、所得税に「基礎控除」の38万円があるからだ。基礎控除とは、所得があるすべての人から一律で差し引かれる金額のことで、個人が抱えているさまざまな事情を考慮して、公平に課税しようという考え方に基づいている。確定申告の際に所得から38万円を差し引かれた金額が課税所得となり、それにより所得が38万円以下の人は課税所得が0円になり所得税は発生しないため確定申告は不要となる。

確定申告書の提出期限と納税期限

個人事業主は毎年、確定申告を行ない、税金を支払う必要がある。しかし、自分で計算を行なうため、納める税金は無いと思っていても、実は納める税金があったということもある。このような場合、何年前まで遡って税金を支払うのだろうか。実は税金には時効があり、確定申告の提出期限や納税期限と大きなかかわりがある。

確定申告の提出期限は翌年の3月中旬である（納税期限も同日）。この期限の間に申告することを「期限内申告」といい、提出期限を1日でも過ぎて申告することを「期限外申告」という。期限内申告と期限外申告では時効が異なる。

税金の時効とは

税金の時効とは、国が税金を徴収する権利を行使できなくなるまでの期間のことである。では、税金の時効はいつまでかというと、申告書をいつ提出したのかによって次の3つに分かれる。

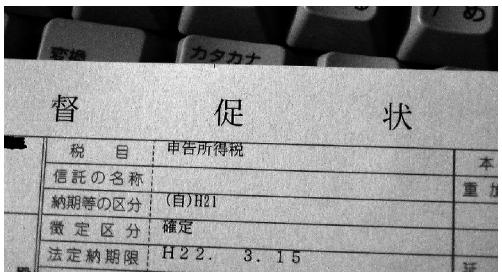
①期限内申告書の場合。確定申告書を申告期限内に提出している場合の時効は、申告期限の翌日から1年となる。

②期限外申告の場合。申告期限を過ぎてから確定申告書を提出している場合の時効は、申告期限の翌日から5年となる。

③脱税の場合。虚偽によるものや不正行為によるものなど、脱税と認められるものに関しての時効は申告期限の翌日から7年となる。

督促状がくる

前述のように税金には時効がある。もちろん時効が来るまで逃げればいいというものではなく、税務署としても時効は成立させたくはないので、督促状が送られてくることになる。督促状が送付されたり、最悪の場合、差し押さえが行なわれるため、時効が成立することはほぼない。



税金を納めないと

督促状が送らてきたのを見て慌てて納税をしようしても、税金を滞納していることに対するペナルティが課される。税金を納付しなかった場合のペナルティには以下のようなものがある。

①延滞税。延滞税とは、たとえ期限内に申告したとしても、納付期限までに納付しなかった場合に課される税金だ。納付が遅れれば遅れるほど、多くの延滞税が課される。税率は最大14・6％（2ヵ月以内は7・3％）となっているが、実際この税率になることはない。毎年、財務大臣が告示する特例基準割合により、計算した税率（ここ数年は9％程度）か、14・6％（2ヵ以内は7・3％）のどちらか低い税率を用いて延滞税を計算される。

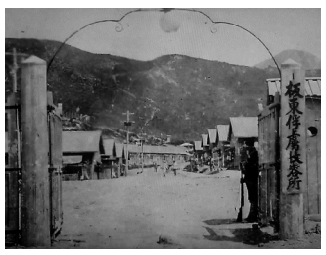
②無申告加算税。無申告加算税は延滞税と異なり、申告期限までに申告しなかった場合に課される罰金だ。申告期限までに申告しなかったといっても、税務署から指摘を受けて申告する場合と自分で期限後に申告する場合では状況が異なる。税務署から指摘を受けて申告する場合は、納める所得税が50万円までの部分は15％、50万円を超える部分は20％の無申告加算税が課される。自主的に期限後申告した場合は、納める所得税の金額にかかわらず5％の無申告加算税が課される。また、税務調査の事前告知を受けて、その告知から税務調査の前日までに自主的に期限後申告した場合は、納める所得税が50万円までの部分は10％、50万円を超える部分は15％の無申告加算税が課されることになる。

③重加算税。重加算税は悪質な隠ぺいなどの脱税行為などがあったと認められた時に課される罰金で、当然、延滞税や無申告加算税よりも重いものになる。確定申告の提出期限までに申告していた場合は35％の、無申告の場合は40％ものペナルティが課される。その他にも、申告内容に間違いがあった場合の過少申告加算税や、無申告で特に悪質な場合の刑事罰などのペナルティもあるので注意が必要だ。

私の故郷

組合総研 相談役　池田良太郎

私の故郷は、先日の朝日新聞「天声人語」で紹介された徳島県鳴門市の「坂東ドイツ俘虜（ふりょ）収容所」まで3㎞ぐらいのところです。俘虜収容所は映画「バルトの楽園」（2006年公開・松平健主演）で有名になった所で、何年か前に組合総研の歴史教養ツアーで訪れました。また有名な大麻比古神社も近くにあります。



その収容所の所長であった松江豊寿（とよひさ）は、ドイツ人俘虜に対して「惻隠の情」（人をいたわしく憐みの気持ち）で接し、情の深い軍人であったといわれています。ドイツ人からも「今でも歴史的な交流が続いている」いわれています。

因みに100年前、スペイン風邪が猛威をふるい、世界で4000万人、日本で40万人の人が死亡したといわれています。

【天声人語】要約
（2020・3・28）

徳島県鳴門市には、第一次大戦中に1千人のドイツ兵を受け入れた「板東俘虜収容所」の跡地があり、閉鎖から100年の節目を迎える。

ドイツで有名になったのは、収容所長だった松江豊寿の功績だ。松江所長は「ドイツ兵も自国のために戦ったのだから」と部下に説き、捕虜たちを厚遇し、スポーツや音楽活動を認めた。これが現在も年末恒例のベートーベン「第九」の公演につながっている。

その当時、世界中で猛威をふるっていたスペイン風邪が所内に及ぶと、牛乳やスープ、体温計などを捕虜に与え、消毒にも努めた。

父が会津藩士で、戊辰戦争では薩長率いる官軍に敗れ、暮らしは困窮し、松江自身も陸軍内で冷遇された。だから「敗者を辱めてはならぬ」という信念を持っていた。

退役後は故郷の市長となり、白虎隊の墓の整備などに尽くしたという。経歴を追うと、「武士の情け」を重んじ、弱者や敗者の側に立つ姿が浮かぶ。

新社会人のための豆知識
振替休日と代休は違う

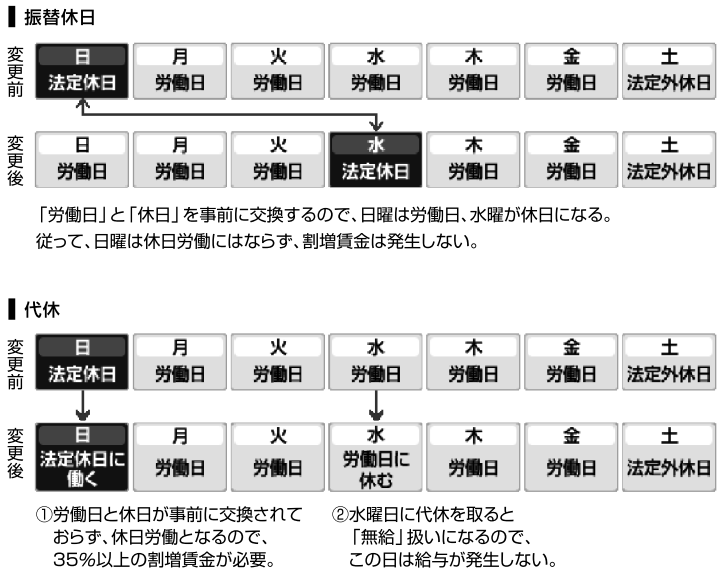
休日出勤をした場合、代わりに別の日に休みをとることがある。その方法として「振替休日」と「代休」を思い浮かべる人も多いだろう。それぞれ、休日労働の代わりという点は同じだが「振替休日」と「代休」は全くの「別物」で、賃金面の取り扱いも変わってくることをご存じだろうか。

「休日」と「休暇」は違う

休みというと「有給休暇」を思い浮かべる人も多いだろう。では「休日」と「休暇」では何が違うのだろか？両方とも「労働しない」という意味では同じだが、労働基準法上では扱いが明確に異なる。「休日」とは労働者が労働義務を負わない日をいう。労働契約上あらかじめ定められている休みなので、労働者が申請をしなくても休むことができる日をいう。だいたいの企業で土曜・日曜・祝日が「休日」となっていることが多い。

一方「休暇」は、本来、労働義務のある日に、労働者が申請することによってその義務が免除される日をいう。「有給休暇」や「育児休暇」などがこれにあたる。

なお有給休暇は2010年の労働基準法の改正で、時間単位での取得も可能となった。



「法定休日」と「法定外休日」

「休日」には「法定休日」と「法定外休日」の2種類がある。

労働基準法第35条では、労働時間を「1週40時間以内」かつ「1日8時間以内」、また「休日を1週に1日以上与える」ことを定めている。ただし毎週1日の休みを与えることが難しい場合には、就業規則に定めることにより、「4週の間に4日以上の休日を与える」ことでも構わないという例外措置が認められている。このように、休まないと法律違反になってしまう休日を「法定休日」と呼ぶ。土曜・日曜・祝日が休みの会社の場合、「毎週1日以上」もしくは「4週4日以上」の「法定休日」以外に会社が定めている休日、例えば土曜日などが「法定外休日」となる。

休みの日に出社しても「休日労働」にならない？

実は「法定休日」と「法定外休日」の、どちらに「休日出勤」をするかで「休日出勤手当」の金額が変わってくる。労働基準法では、休日労働を行なった場合には「35%以上の割増賃金」を支払うことが定められているが、これは「法定休日」に働いた場合に限る。例えば土曜・日曜休みの会社で、土曜に出勤した場合は、同じ週の最初の日曜に休んでいれば、「週1日」の「法定休日」は確保されていることになる。そのため土曜は「法定外休日」となり、土曜に出勤しても「休日労働」とは見なされず、「35%以上の割増賃金」の対象にはならない。

ただ、月曜から金曜まで普通に働いた上で、土曜にも出勤するとなると「1週40時間」という法定労働時間を超えることになり、時間外労働になるので、時間外手当てとして「25%以上の割増賃金」がつくことになる。

「振替休日」と「代休」

「振替休日」と「代休」は意味が取り違えられていることが多いが、法律上では扱いが全く異なる。

「振替休日」とは「休日」を事前に「労働日」に変更し、その代わりに他の「労働日」を「休日」にすることだ。ここでのポイントは事前予告で、あらかじめ休日と労働日を交換しておくというのが「振替休日」だ。「振替休日」の場合、法定休日の日曜日に出勤したとしても、その日は既に労働日に振り替えられているため休日出勤にはならない、そのため「35%以上の割増賃金」の対象とはならない。振替休日は事前に決まったもので、これにより従業員は休日労働する日と、休日労働の代わりに休みになる日を事前に知ることになる。

代休は割増賃金が発生する休日

一方「代休」とは休日労働が行なわれた後に、その代わりとして他の「労働日」を「休日」にすることである。事前に休日と労働日が交換されているわけではないので、この日は「休日労働」となり、法定休日の場合は35%、法定外休日の場合は25%の割増料金が支払われる。代休は事後に決まったもので、あらかじめ休日を指定せず、休日出勤があった後に休みを決めた場合の休日が「代休」となる。ここでポイントは、あらかじめ休日と労働日は入れ替えられていないことだ。この場合、休日に働いた分は、労働日に働いたのではなく、そのまま休日に働いたということになる。

代休は義務なのか？権利なのか？

実は代休に関して明確に定めた法律はない。つまり、代休を取得することは法律上義務づけられていないということになる。休日出勤をした後、代休を取らなくても、割増賃金分をしっかりと支払ってもらえば法律的は問題ない。しかし、休日出勤をしたまま休みを取らないと、労働基準法や労使で結んだ「36協定」で定められた残業の上限時間をあっという間に超えてしまう可能性もあるので、速やかに代休を取得するのが賢明だろう。

管理職も使えるのか

労働基準法には「監督もしくは管理の地位にある者（管理監督者）は、労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用しない」と定められている。したがって、管理職が休日出勤した場合であっても、別途代休を取得させる必要はないと考えられる。

ただし、ここでの「管理監督者」とは「経営者と同等の立場で仕事をしており、勤務時間に厳格な制限を受けておらず、またその地位にふさわしい待遇がなされている人」のことであり、実態が伴っていない名ばかり管理職の場合、管理監督者には該当しない可能性もある。その場合は他の従業員同様、代休を取得する権利がある。

「法定休日」である日曜に休日出勤をして、その後「代休」を取得した場合の賃金がどうなるのか。

①時間あたりの賃金が1,000円であるAさんが、日曜に8時間の休日労働に行なった。その場合の賃金は割増も含めて次の通り。
割増を含む賃金：1,000円×1.35×8時間=10,800円

②その後Aさんは、同じ週の水曜日に「代休」を取得した。この日は本来の労働日に休んでいるので、賃金が控除される。
賃金控除：1,000円×8時間=8,000円
従って、この「休日出勤」と「代休」取得の場合、働いた時間は同じであっても普通に働いた場合と比べて企業は、2,800円の割増賃金を支払う必要がある。

③もしAさんが代休を取得しなかった場合は、水曜日の賃金はそのまま8,000円の賃金が支払われることとなる。



関西生コン関連労働組合連合会

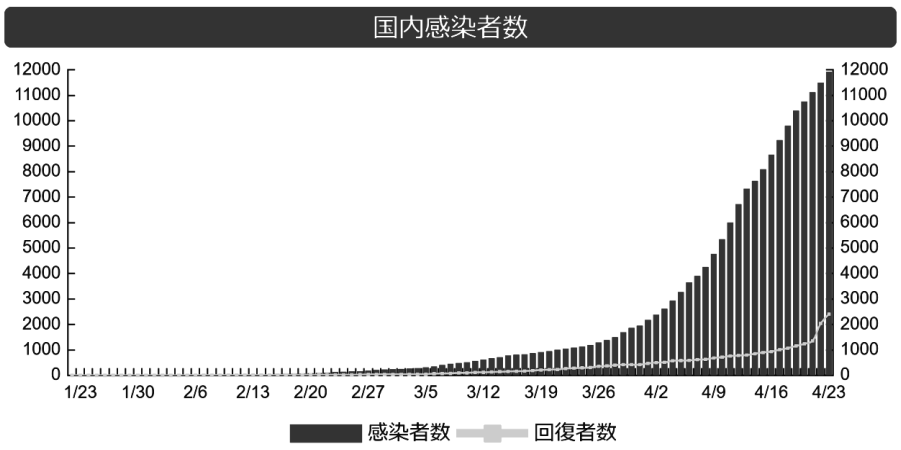
全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長　武 建一
〒550−0021
大阪市西区川口2-4-28
TEL06-6583-5546
FAX06-6582-6547

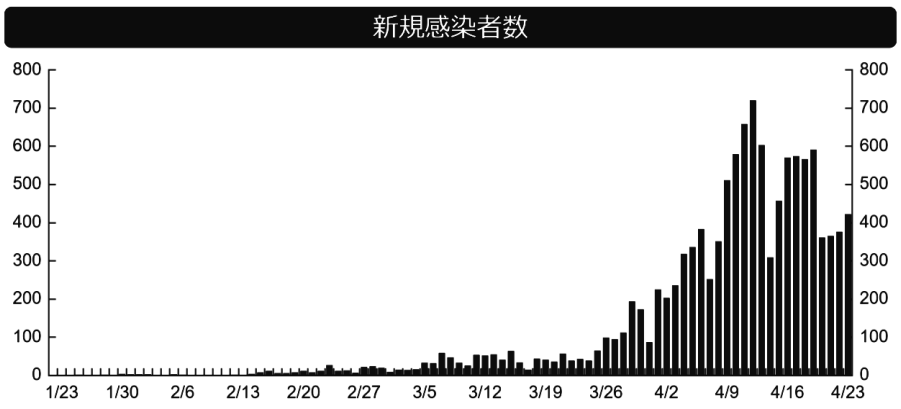
全日本港湾労働組合
関西地方 大阪支部
執行委員長　樋口万浩
〒552−0021
大阪市港区築港1-12-27
TEL06-6575-3131
FAX06-6575-3134

Kinbara
近畿バラセメント輸送協同組合
近畿圏のセメント輸送ネットワークで
安全・効率化に貢献します。
Kinbaraは安心のマーク
理事長　毛 屋 和 重
〒533-0032　大阪市東淀川区淡路3−6−31
協同会館アソシエ 2F
TEL 06-6328-4700　FAX 06-6328-4701

新型コロナウイルス感染拡大の責任は？

日を追って新型コロナウイルスの感染者数が増え続けている。すでにイタリアなどでは医療崩壊が起き、深刻な状況に陥っている。日本でもいつ医療崩壊が起きてもおかしくない状況だ。しかしこの間の政府の対応は後手後手に回っている。





国内感染者数は、新型コロナウイルスの感染者数が増え続けている。すでにイタリアなどでは医療崩壊が起き、深刻な状況に陥っている。日本でもいつ医療崩壊が起きてもおかしくない状況だ。しかしこの間の政府の対応は後手後手に回っている。

危機感の無さを露呈

もちろん新型コロナウイルス発生の責任は政府にはない。しかし現在の混乱は明確な人災ではないか。

国内発生が最初に報告されたのが1月16日だが、1月24日には在中国日本大使館のホームページに「春節期に多くの中国の皆様が訪日されることを楽しみにしています」との首相のメッセージが掲載された。これは1月30日まで掲載されていた。ちなみに武漢が封鎖されたのは1月23日のことだ。

今年の春節期の来訪者数は昨年を上回っている。この時期の旅行先では北海道が一番の人気で、今年も多くの中国の方が訪れた。その当時の感染地域は中国だけだったので、この時に水際で止めておけば、少なくとも今のような国内での感染拡大は起きなかったのではないか。事実、その北海道が最初にコロウイルス感染拡大の緊急事態宣言を出したではないか。水際で止めずに感染拡大を許した責任は誰にあるのだろうか。

気の緩みを助長

2月29日、新型コロナウイルスの感染拡大をうけて、首相は記者会見で「全国的なスポーツ、文化イベントについては、中止、延期。全国すべての小学校、中学校、特別支援学校について、来週月曜日から春休みに入るまで、臨時休業を行なうよう要請いたしました」と発表した。

しかし、その後の3月14日の記者会見では「瀬戸際との専門家の見解が示されてから2週間余りが経過しました。爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているのではないかという評価です。大変な御協力を頂いた全ての国民の皆様に心より感謝申し上げます。児童生徒の皆さんも屋外に出て運動の機会も作ってください。今後、予定されている卒業式についても是非、実施していただきたいと考えています」と発表。これを聞いた国民に「2週間我慢すれば大丈夫」と誤解と安心感が広がったのは想像に難くない。それから10日後の3月24日、東京五輪・パラリンピックの延期決断となるが、それを待っていたかのように東京都では感染者数が急増した。

首相は国民の気分を引き締めなおす必要に迫られ3月28日の会見で「この戦いは長期戦を覚悟していただく必要がある。いつこのコロナとの戦いが終わるのか、終息するのか、現時点で答えられる世界の首脳は一人もいないのだろうと。私もそうです」と話した。

いつ終わるかわからない戦いならば、どうやって来年7月23日開催にオリンピックを開くことが決められるのだろうか。「オリンピックを開催するためには、日本だけがそういう状況になっていればいいということではなくて、まさに、世界がそういう状況になっていかなければならないわけであります」と首相自身が語っているにもかかわらずだ。

歳費を2割削減？

各党は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国会議員の給与にあたる歳費を2割削減することで基本合意した。近く国会議員歳費法改正案を提出。野党の賛同を得て4月中の成立を目指す。国会議員歳費については、同法で月額129万4000円と規定。2割減額すれば103万5200円の支給となる。5月から1年間実施する方向だ。

国会議員には歳費の他に、文書通信交通費100万円（月額）、期末手当640万（年2回計）、立法事務費65万（月額）が支給され、その他政党交付金や議員会館・宿舎の家賃の優遇などを含めると、議員一人にかかるコストは年に1億円との推計もある。今回2割削減は歳費の部分だけで、そのほかの部分は手つかずだ。実際には削減の割合は年収の3％程度にしかならない。多くの国会議員は「自ら身を切ることで、国民に寄り添う」（自民党幹部）と胸を張るが、もちろん議員と言えども生活があるのは理解できるが、この程度で国民の理解を得られるとは思えない。

もっとPCR検査を

4月24日現在、国内の感染者数は1万2000人を超え、死亡者数も3000名にもおよぶ（クルーズ船含む）。感染者数が最も多い東京都では4月14日以降、一日の感染者数が100人以上の日が続く。全国的にも感染者数は増加しており、死亡者数も増えている。新型コロナウイルスの致死率が突然上がるわけではないので、死亡者数が増えているということは、実際の感染者数はもっといると考えるのが妥当だろう。これはPCR検査数が少ないからではないか。

政府は4月6日、PCR検査の一日の実施可能数をそれまでの倍の2万件にすると発表した。その結果、可能検査数は約1万3000件に増えたが、実施数は最大約8000件にとどまる。実施数が増えない要因となっている保健所への業務集中を改善するため、地域医師会や民間会社を通じた検査が進められ「ドライブスルー方式」などを採用する自治体も増えているが、すべての人が検査を受けられるわけではない。

中国と陸続きの韓国では、ドライブスルーPCR検査の実施など、早くからの対応で、4月初めには新規感染者数を一桁にまで抑え込んだ。

やっている感では人命は救えない

4月16日、政府は新型コロナ禍への経済対策として現金を一律一人当たり10万円支給することを決めた。

収入減世帯に限って30万円を支給するという案を4月7日に閣議決定したばかりだったが、給付要件が複雑で分かりにくく、家族の人数も考慮されず、支給対象は全世帯の約2割でしかなかった。このことが国民からの批判を受け、支持率も低下し、改めて一律一人10万円の支給案を打ち出した。

「一律一人10万円案」は初期の段階から言われていたが、財務省の反対があったため見送られていたと言われている。また立憲民主党や国民民主党なども同様の案を政府に出していたため「野党の案には同調したくない」との考えがあったのではとの指摘もある。さらに4月26日に予定されている衆議院議員静岡県第4区の補欠選挙も気にしてのことではという声も出ている。

現金給付の肝はスピードだ。最初から決断していれば、すでに給付は始まっていたのではないか。迷走の末の遅すぎる決断とは言えないだろうか。

4月17日、安倍首相が記者会見を行ない、各地域が所要の緊急事態措置を講じることができるよう、今般、緊急事態宣言の対象を全国に拡大することとし、一人あたり10万円の一律給付を実施すると発表した。会見の中で「ここに至ったプロセスにおいて混乱を招いてしまったことについては、私自身の責任であり、国民の皆様に心からおわびを申し上げたいと思います」と給付に至るまでの混乱については謝罪の言葉を口にしたが、このような事態に陥ったそもそもの対応の甘さに対しての謝罪の言葉はなかった。

手続きについても「市町村の窓口ではなく、郵送やオンラインによることにしたい」と言っているが、この機を利用してマイナンバーカードの普及を推し進めようとしているのではないかという心配する声も出ている。

国民の命を守れ

「アベノマスク」と揶揄されたマスクの配布が始まった4月17日、アメリカでは一定の条件のもとで、大人一人あたり最大で1200ドル（約13万円）の現金給付が始まっていた。給付には子供加算もあり、4人家族の場合なら、日本円でおよそ37万円が支払われるという。

国民が窮する時に、しかるべき措置を迅速に行なってこそ、日本国民で良かったと思える。今のコロナウイルス拡大の惨状は「人命」と「経済」を秤にかけた政府が「経済」を選択した当然の結果なのではないか。

言芸提文

~投稿歓迎~

・改ざんは　もはや国家の　お家芸（小林一首）
・ウイルスには　やってるポーズは　通じません（与謝無精）

沖縄・辺野古基地問題、森友・加計学園問題などなど、事実をもとにして判断するのが正しい道筋で、判断に合わすために事実を捻じ曲げてはいけません。ウイルスとの戦いも科学的根拠をもっての判断が重要です。国民は騙せても、ウイルスは騙せません。

企業訪問

反戦・反差別の火を灯し続け

株式会社うずみ火（大阪市北区）

小さくとも消えることない「うずみ火」のごとく。ジャーナリストの故・黒田清さんが訴えた「反戦・反差別」の遺志を受け継ぎ、どこまでも現場主義で、小さくて弱いものの声を取材し続け、一人ひとりの生活の大切さ、生活の中の喜怒哀楽を紙面に盛込んだミニコミ紙「新聞うずみ火」を毎月全国に向けて発信し続けている会社がある。



矢野代表。「新聞うずみ火」編集部で。
「祝150号」の張り紙は、読者が150号の記念に作ってくれたもの。

はじまりは

矢野宏・代表取締役は新聞を出すきっかけについて話した。「僕の恩師であるジャーナリストの黒田清さんが、1987年に読売新聞を辞めたあと、『窓友（そうゆう）新聞』というミニコミ紙を出していたんです。僕はその時、愛媛で新聞記者をしていたのですが、黒田さんが読売を辞めたと聞いて押しかけてきたみたいなものです。黒田さんの『新聞が衰退するとき』の連載の中で「読者の顔が見える新聞がつくりたい」という一文を読んで、そんな新聞を作りたい、それはマスコミでなくミニコミ（※）だと思って、それ以来、黒田さんの下で『窓友新聞』の取材や編集なんかをやっていました。それが原点になりますかね」。

うずみ火は消えない

2000年に黒田氏が亡くなったあと「窓友新聞」は廃刊になったが、矢野代表は2005年に独立して「うずみ火」事務所を立ち上げた。そのきっかけの一つは2005年の衆議院選挙、いわゆる「郵政選挙」だった。「自民党が300近い議席をとって、これは憲法を変えられるのではないか。それを何とか止めたいという思いで、それなら発言の場はやはり新聞だと思い、この会社を立ち上げました」。

その時に支えてくれたのは「窓友新聞」の読者の人たちだったという。「その人たちは毎回、黒田さんに手紙を書き、それを紙面で取り上げる、またそれを読んだ方が『実は私も』と共感の輪が広がっていたのです。そういう読者とのキャッチボールができる場をという声にも押されました」と話す。

その黒田さんの教えは、「一つひとつの家庭にある幸せを大事にしていこう。その一人ひとりの家庭の幸せを奪ってしまうのが戦争だ。だから戦争に反対しないといけない。そして幸せを潰してしまうのが差別だ。差別とも戦わないといけない」というもので、その「反戦」と「反差別」という二つの想いを受け継がなければいけないという思いからもこの新聞を立ち上げたという。「我々が目指す社会というのは、『誰もが生まれてきて良かったと思える社会』で、それは戦争から一番遠くにある社会です。理想と言われますが、私たちがなぜ新聞を出しているのかというと、そんな社会を作りたいからです。そんな思いで毎月出しています」。

会社名、そして新聞名に冠されている「うずみ火」とは、灰の中に埋めた炭火のことだ。灰の中に埋めた炭火は消えることなく、翌朝新たな火種となる。決して消えることのない残り火に、不屈・抵抗の意思を込めて名付けた。

紙の新聞にこだわる

紙の新聞の発行には、送料や紙代、印刷代など、手間とお金がかかる。それでも敢えて紙媒体にこだわったのは、IT社会から取り残されている人たちがいるからだという。「それは戦争体験者です。彼らはパソコンに向かい合うことはなかなか難しい世代です。そんな人たちの意見を掲載して広げていかないと、この世の中は全く違った方向に行ってしまうんじゃないか。そんな時代にしてはいけない。そのためにも戦争体験者の声を広く拾い上げ、でも決して大上段になるのではなく、『みなさんどうお考えですか？』というような感じで一緒に新聞を作っていく、そういう思いで紙媒体を選びました」と話した。

紙面には一般紙ではあまり取り上げられることのない社会への憤りが並ぶ。柔らかいコラムなども掲載しているが、大事にしているのは、読者からの声だ。毎号32ページのうちの5ページ程度を使って読者からの声を掲載し、必ず最後にコメントをつけるようにしている。「そういったキャッチボールをすることで、また新たな読者の人たちからの反響も来るということで、輪を広げていってる新聞だと思います」と言う。


新聞うずみ火　2020年5月号　No.175
http://uzumibi.net
uzumibi@ike.ocn.ne.jp
新型コロナと緊急事態宣言
生活むしばむ感染拡大
ドイツのコロナ対応 6～7
ヤマケンの怒り 8～9
フクシマ後の原子力 10～11
北イラクレポート 12～13
斎川さん無罪 14～16
映画「精神0」 17
経済ニュースの裏側 19
落語でララら 21
100年の歌びと 22
2020年4月23日発行 うずみ火編集部 〒530-0012 大阪市北区芝田2－4－2 ヰ丸ビル3F
TEL 06(6375)5561 FAX06(6292)8821

新聞発行以外にも

「新聞うずみ火」の発行のほか、講演活動や月に一度ラジオのパーソナリティーも務め、情報発信を行なっている。「今は新型コロナのニュースばっかりで、桜を見る会など大事なニュースが追いやられてしまっていますが、だからこそ報道番組は必要だと思います。とにかく続けることが大事だと思います」。また毎月一回「うずみ火講座」を開催して、講演者を招き、紙面だけではなく広く市民に知って貰いたい情報発信の場としている。

ジャーナリズムとは

ジャーナリズムの使命について矢野代表は「つは反権力、権力の暴走を止めるということだと思います。黒田さんはよく『誰が泣いているのか。泣いている人の横に立って物事を見ろ』と言っていました。市民の側に立つからこそ、権力の暴走が見え、それを止めることができるわけです。権力の側に立っていたら一緒に暴走してしまいます。それではダメです。もう一つは、声なき声を聞くということです。今、自民党が多数ですから『憲法変えろ』という声がすごく大きくなっています。だけど『変えるな』という声も巷にはたくさんあります。そういった声なき声を現場で拾い集めて発信していくということが大事だと思います。それがジャーナリズムに課せられた使命だと思います」と答えた。

続けて「ジャーナリズムというのは、ただ伝えるのではなく、訴えるとだと思います。事実は幾つもありますが、真実は一つなんです。その真実にいかに近づいて、そこから発信、訴えていくかということがジャーナリズムに問われているのではないかと思います」と言う。

火を灯し続ける

「良い国かどうかの物差しというのは、その国に住んでいる人たちの命や健康というものを、その国が大事にしているかどうかということです。そういう意味では、今の日本は非常にひどい国になっているという思います。だからそれを発信していかなければならない思いに駆られています。それには『うずみ火』などのミニコミ紙が非常に大きな力を出すのではないかと信じています。マスコミではなく、これからはミニコミの時代だと思います」と矢野代表は胸を張った。

黒田氏は生前、「いい新聞というのは、いい読者が作るんやで」ということを言っていたそうだ。「その意味では、『うずみ火』はいい新聞かどうかはわかりませんが、いい読者には支えられています」と謙遜する。

「新聞うずみ火」は毎月23日に発行される。23日は黒田氏の月命日にあたる。2005年の発刊から今秋で15年目、180号を迎える。黒田氏から引き継いだ小さな火が、やがて大きな炎となることを心から望む。

（※）ミニコミ

少数者に対して情報を伝達すること。また、その伝達媒体をいう。


■黒田清 氏

1931年大阪生まれ。1952年に読売新聞大阪本社に新卒1期生として入社。以来、社会部畑一筋をあゆむ。1976年に社会部部長就任。大阪府警の警官汚職事件など数多くのスクープをものにし、その方で「戦争」や「愛国心」「民主主義」などの大型連載を手がけるなど、黒田氏が率いた社会部は「黒田軍団」と呼ばれ注目を集めた。

一貫して反戦・反権力を訴えるその編集方針が、右寄りに路線を変えつつあった東京本社の方針と合わなくなり、追われるように1987年に退社。その後「黒田ジャーナル」を設立し、「窓友新聞」を発行するなど、大阪を拠点にして草の根ジャーナリズムを展開。権力に対して歯に絹着せぬ鋭い舌鋒で、テレビのコメンテーターとしても人気があったが、2000年7月に死去。享年69歳。

アンケート ご協力のお願い

平素、『提言』読者の皆様にはお世話になり、厚く御礼申し上げます。
『提言』編集部では、よりよい紙面づくりのために広く読者の声をお聞きしたいと考えております。つきましてはご多忙の事とは存じますが、皆様にアンケートのご協力の程お願い申し上げます。
ご回答いただけます場合は、同封のアンケート用紙に記入の上、ファクシミリで返信いただくか、もしくはホームページのアンケート記入フォームからご回答をお寄せください。
（http://www.kumiaisouken.com/questionnaire/questionnaire.html）